

予防接種の任意性に関する質問主意書

提出者 岡本充功

予防接種の任意性に関する質問主意書

現在、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下において同じ。）に対する予防接種の準備が進んでいると承知している。そこで接種の任意性について答弁を求める。

一 新型コロナウイルス感染症に対する予防接種を事業主が労働者に勧奨することは認められるか。また接種することを求め、応じないことを理由に解雇や減給、配置転換など不利益な取り扱いは認められるか。また採用時に接種をしていることを条件とする、もしくは面接で接種の有無を聞くことは認められるか。それぞれ認められないとしたら、その根拠となる法令を明示されたい。

二 新型コロナウイルス感染症に対する予防接種を国または地方公共団体が公務員に勧奨することは認められるか。また接種することを黙示的に求め、応じないことを理由に不利益な取り扱いをすること、もしくは、することを示唆することは認められるか。それぞれ認められないとしたら、その根拠となる法令を明示されたい。

三 新型コロナウイルス感染症に対する予防接種を事業者が取引先に勧奨することは認められるか。また接種すること求め、応じない事を理由に取引を中止することもしくは契約しないことは認められるか。また取引先に接種の有無を聞くことは認められるか。それぞれ認められないとしたら、その根拠となる法令を明示されたい。

四 イベントや飲食店などの施設の入場や公共施設や交通機関の利用に新型コロナウイルス感染症に対する予防接種の接種証明の提示を求めることは認められるか。それぞれ認められないとしたら、その根拠となる法令を明示されたい。

五 新型コロナウイルス感染症に対する予防接種の接種証明の提示を求めることが出来るのはどのような場合か。その根拠となる法令とともに答弁を求める。
右質問する。